

保護者の皆様

令和2年3月26日

鹿屋市
鹿屋市教育委員会

市内小・中学校及び女子高等学校の4月6日以降の学校再開について

本県及び近隣地域における新型コロナウイルスの発生状況や、児童生徒の心身の健康維持、学力の確保等について総合的に判断し、以下のとおり対応することとします。

これまで、臨時休校としてきた市内小中学校、鹿屋女子高等学校は、4月6日(月)から、新学期として、学校を再開します。

※ただし、市内を含む近隣地域等で感染が発生した場合、この対応は見直すことがあります。

1 基本的な考え方

学校を再開するにあたり、集団感染防止の徹底を図るため、「①換気が悪い密閉空間にしない(換気の徹底)、②多くの人が手の届く距離に集まらない、③近距離での会話や大声での発声を控える」を基本原則として、通常の日程で授業等の教育活動を行うこととします。

ア 子どもを登校させる場合の留意点

- ・ 登校させる場合は、お子さんの健康状態(熱、咳、鼻水など)を把握し、風邪症状等がある場合は、登校を控えさせてください。
- ・ お子さんが元気に登校する場合でも、できるだけマスク着用で登校させてください。(手作りのマスク等を利用するなど、各御家庭で工夫してください。)
- ・ 手洗いの励行を徹底させてください。
- ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」などを励行し、規則正しい生活を過ごさせてください。

イ 学校における取組

- ・ 各学級の朝の会で児童生徒の健康観察を確実に実施します。
発熱や咳などの風邪症状等がある場合は、保護者に連絡し、帰宅等を相談します。
- ・ 屋内での活動の際は、窓やドアを開け、こまめな換気を徹底します。
- ・ 飛沫感染を防ぐため、できる限り児童生徒同士の距離を離すよう配慮します。
- ・ 手洗いや咳エチケット(マスク着用等)を徹底します。
- ・ 可能な範囲で消毒薬を設置し、定期的な消毒を行います。

ウ 給食は、通常通り実施します。

2 入学式、始業式等について(発生状況が現状と変わらない場合)

ア 入学式〔小中学校は4月6日(月)、鹿屋女子高校4月7日(火)〕について

- ・ 卒業式に準じて、感染拡大防止の措置を行い、短時間の縮小した形で実施します。
- ・ 入学式の参加者は、原則として、新1年生と保護者(各家庭1名)のみとします。
ただし、新1年生が40名程度以下の学校は、保護者の参加を2名以内とします。

イ 始業式・新任式等〔小中学校、鹿屋女子高校は4月6日(月)〕について

- ・ 感染拡大防止の観点から、大規模の小中学校では、校庭での実施や教室での分散実施など、学校の実情に応じて検討します。

ウ その他の集団での行事等について

大人数が集まる集会などの行事等はできる限り控えます。

やむを得ず実施する場合は、校庭での実施など場所の配慮や時間の短縮などの対策を行い、実施することとします。

3 4月、5月の行事等の取扱い

本年度については、例年、4～5月に行っている学校行事等の時期や内容等を変更する場合があります。

⇒ 裏面あります

令和2年3月26日

4 部活動の取扱い（4月6日以降）

部活動について、感染予防の対策を徹底したうえで、生徒の健康・安全の確保、体力の増強のために、以下のような取組で実施できることとします。

- (1) 生徒の健康状態を把握し、発熱や咳などの風邪症状等がある生徒は活動には参加させず、自宅等で休養するようにします。
- (2) 週2回以上の休養日を設け、活動時間は平日2時間程度、土日等は3時間程度とするなど鹿屋市部活動ガイドラインに基づいて実施します。
- (3) 当分の間（概ね4月いっぱい）は、練習試合、大会参加、合宿、遠征は自粛することとします。5月以降については、検討のうえ改めてお知らせします。
（本市では、屋内外を問わず、大人数が集まるイベント等の自粛・延期の検討要請が継続しているため）

5 学校給食に関すること

- (1) 給食当番や教職員の対応について（毎回実施）
 - ・ 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無を確認します。
 - ・ 衛生的な服装や手洗いを確認します。
 - ・ 適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をします。
 - ・ 児童生徒等全員が、食事の前の手洗いを徹底します。
 - ・ 会食のときは、グループを作らず、必要以外の会話を控えるなどの対応をします。
- (2) 3月分の給食費の取扱い
3月分の給食費の納入済の家庭には、学校ごとに還付又は新年度繰越しの対応をします。